

2019年7月30日  
野村信託銀行株式会社

## スチュワードシップ活動の実施状況にかかる自己評価について

当社は、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、当社ホームページにて各原則についての対応方針を公表しております。

ここに、日本版スチュワードシップ・コードの各原則について、2018年7月～2019年6月における当社の実施状況および自己評価をご報告させていただきます。

**（原則1）** 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

### 【当社対応方針】

当社は、受託者責任を果たすため、議決権（当社が裁量権を有する場合。以下同様）を保有している企業に対し、当社の「議決権行使の考え方」に基づき適切に議決権を行使することにより、議決権を保有している企業の企業価値の向上や持続的成長への寄与を図ってまいります。

### 【実施状況と自己評価】

当社が議決権を保有している企業に対して、「議決権行使の考え方」に基づいて適切に議決権を行使することを通じて、当該企業の企業価値向上等への寄与を図っていると評価しております。

**（原則2）** 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

### 【当社対応方針】

当社は、議決権行使において、受益者の利益を第一として行動します。また、あらかじめ想定し得る利益相反については、厳格に管理いたします。

#### 利益相反の主な類型とその管理方針

##### ① 親会社に対する議決権行使に関する利益相反

親会社の株式の議決権を行使する場合は、第三者である議決権行使助言会社を活用する等により、利益相反を適切に管理してまいります。

## ② 親会社等からの影響の遮断

当社が議決権を保有している企業が親会社またはその関係会社もしくは当社内の顧客担当部門(以下、「親会社等」)が取引関係を有する企業である場合、親会社等からの不当な働きかけにより議決権行使において利益相反が生じることが想定されます。

当社では、「議決権行使の考え方」に基づき議決権行使に係る具体的基準を策定するとともに、議決権の行使判断にあたっては、コンプライアンス部門を含めて構成される「議決権行使会議」において当該基準に基づき審議することで、親会社等からの影響を遮断することにより、議決権行使の中立性および独立性を確保します。

議決権行使の基本方針や手順(議決権行使会議での審議、執行役員への報告、行使状況の公表、行使結果に関する受益者又は委託者等向けの報告など)を定めた社内規程を制定するなど、議決権行使の意思決定や監督のためのガバナンス体制を整備しております。

また、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型、その管理方法及びガバナンス体制については、実効性を継続的に評価し、その結果を踏まえ、必要な見直しを行います。

### 【実施状況と自己評価】

利益相反の主な類型についての整理については、昨年の対応方針更新以降に変更がないことを確認しております。親会社等からの影響の遮断に係る管理等については、議決権行使会議の適切な運用を中心としたガバナンス体制により厳格に管理されているものと評価しております。

<p><b>(原則 3)</b> 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------

### 【当社対応方針】

当社は、議決権行使に際して、議決権を保有している企業の状況を調査し、状況把握に努めてまいります。なお、議決権を保有している企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握するよう努めてまいります。

### 【実施状況と自己評価】

当社のスチュワードシップ活動の中心である議決権行使を適切に行うため、議決権を保有する企業の状況を的確に把握し、必要に応じて提出議案に関するヒアリングを行いました。今後も、適切な議決権行使を行うために有益な情報を取得すべく、同様の取組みを継続してまいります。

**(原則 4)** 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

**【当社対応方針】**

当社は、信託の受託者として、受託者責任を全うするため、議決権を保有している企業への議決権行使にあたって、問題を把握した場合は、必要に応じ、議決権を保有している企業との対話を行う等、問題の改善に努めてまいります。

**【実施状況と自己評価】**

対象期間中において、改善すべき問題は把握されなかったため、議決権を保有している企業との対話は実施しませんでした。建設的な「目的を持った対話」を、それが必要とされる場面においてしっかりと行えるよう、投資先企業の状況を的確に把握し、理解を深める努力を継続してまいります。

**(原則 5)** 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

**【当社対応方針】**

当社は、受託者責任を果たすため、「議決権行使の考え方」に基づいて議決権行使を行うとともに、年一回、議決権の行使状況を集計し公表します。

<<https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/giketuken.html>>

また、議決権の行使結果及び理由については、受益者又は委託者等に対し、個別の投資先企業及び議案ごとに報告を行います。

これらの対応の徹底により、受益者の利益の確保が十分に図られると考え、現時点では、議決権行使結果の個別開示は差し控えさせて頂いております。

**【実施状況と自己評価】**

当社では、議決権の行使結果についての対応方針に基づき、集計結果をホームページ上で公表しております。また、議決権行使結果について、受益者又は委託者等に対して個別に報告を実施しております。

なお、投資先企業の持続的成長に資するよう、議決権行使に係る判断基準等については環境変化に応じた継続的な見直しを行います。また、議決権行使結果の公表方法についても検討を行ってまいります。

**(原則 6)** 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

**【当社対応方針】**

当社は、受託者責任を果たすために行った議決権行使の状況等について、定期的に報告を行います。なお、受益者又は委託者等に対しては、個別の投資先企業及び議案ごとに報告を行います。

**【実施状況と自己評価】**

当社では、議決権の行使結果についての対応方針に基づき、集計結果をホームページ上で公表しております。また、受益者又は委託者等に対し、個々の議決権行使の結果について、個別にご報告しております。

**(原則 7)** 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

**【当社対応方針】**

当社は、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うために、体制や自らの取組みを継続的に評価し、その結果を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、その結果を公表します。

**【実施状況と自己評価】**

当社では、自己評価の機会等において、スチュワードシップ活動に関連する部署がそれぞれの役割の検証を行うとともに、経営陣への報告等を通じてマネジメントレベルで課題の共有を図っております。

今後も、スチュワードシップ・コードに係る社会の要請を踏まえて、適宜に必要な体制の見直しを行うなど、スチュワードシップ活動を行うための実力向上に努めてまいります。